

| (一 般) | | |
|----------------|---------|------------------------|
| 職 種 | 年 齢 | 産 業 |
| 木材加工 (主任) | 不 問 | 製材業、木製品製造業 |
| 農場飼育管理者 | 不 問 | 畜産食料品製造業 |
| 作業療法士 | 22歳～40歳 | 病院 |
| 配送 | 20歳～40歳 | 食料・飲料卸売業 |
| 配管工 | 40歳以下 | 管工事業(さく井工事業を除く) |
| 組立工、部品加工 | 18歳～45歳 | 農業用機械製造業 (農業用器具を除く) |
| 物菜製造 | 60歳以下 | 畜産食料品製造 |
| 大型運転手(アルバイト) | 不 問 | 一般土木建築工事業 |
| 建築営業 | 25歳～40歳 | 一般土木建築工事業 |
| 塗装 | 18歳～30歳 | がん具・運動用具製造業 |
| 土木作業員 | 不 問 | 一般土木建築工事業 |
| 土木普通作業員 | 50歳以下 | 一般土木建築工事業 |
| 土木技術者 | 20歳～40歳 | 一般土木建築工事業 |
| タルク製造・管理 | 25歳～35歳 | その他の窯業・土石製品製造業 |
| 一般事務 | 35歳～50歳 | その他の金属製品製造業 |
| ドライバー(3・4ト) | 20歳～40歳 | 一般貨物自動車運送業 |
| 土木施工管理 | 不 問 | 一般土木建築工事業 |
| 1級・2級土木施工管理技士 | 25歳～50歳 | 一般土木建築工事業 |
| 屋根瓦販売施工 | 18歳～50歳 | 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く) |
| 家具他木製品製造 | 25歳～40歳 | 家具製造業 |
| 土木作業員 | 50歳以下 | 土木工事業(舗装工事業、しゅんせつ工事業) |
| 大型運転手 | 21歳～50歳 | 一般貨物自動車運送業 |
| 普通運転手 | 18歳～50歳 | 一般貨物自動車運送業 |
| 事務兼営業 | 25歳～55歳 | その他の職別工事業 |
| 土木施工管理技士 | 25歳～45歳 | 一般土木建築工事業 |
| 乙種火薬類取扱保安責任者 | 不 問 | その他の職別工事業 |
| 事務員 | 25歳～50歳 | その他の職別工事業 |
| 薬剤師 | 不 問 | 医薬品・化粧品小売業 |
| 薬剤師 | 不 問 | 医薬品・化粧品小売業 |
| 介護職員(嘱託) | 20歳～50歳 | 老人福祉事業 |
| 美容師(見習可) | 18歳～40歳 | 美容業 |
| 看護師 | 20歳～50歳 | 一般診療所 |
| 機械警備要員 | 31歳～40歳 | 警備業 |
| 交通誘導警備員 | 不 問 | 警備業 |
| 交通誘導警備員(アルバイト) | 不 問 | 警備業 |
| 看護師 | 不 問 | 一般診療所 |
| 大工見習 | 18歳～23歳 | 大工工事業 |
| 営業 | 不 問 | 大工工事業 |
| 看護師(正・准) | 不 問 | 病院 |
| 営業員 | 不 問 | 補助的金融業、金融附帯業 |
| 営業 | 不 問 | その他の各種商品小売業 |
| 理学療法士(住込可) | 不 問 | 一般診療所 |
| ミシン他機械保全 | 18歳～25歳 | ニット生地製造業 |
| 製造工 | 22歳～35歳 | 調味料製造業 |
| 普通土木作業員 | 25歳～50歳 | 一般土木建築工事業 |
| 事務 | 18歳～50歳 | 一般土木建築工事業 |
| 施工管理 | 20歳～50歳 | 一般土木建築工事業 |
| 営業 | 25歳～55歳 | 管工事業(さく井工事業を除く) |

丈夫な歯をいつまでも「8020歯の表彰式」を開催

市内の80歳以上で20本以上の歯を持っておられる方の健康を祝福するとともに、今後も正しい生活習慣の継続と歯科衛生に関する意識の啓発を行うことを目的に、養父市8020歯の表彰式が3月29日、八鹿文化会館で行われました。

今回表彰を受けたのは12人。これからも歯を大事にされ、健康な生活をお過ごしください。



「8020」歯の表彰を受けられたみなさん

平成17年4月から個人情報保護法が全面施行されました

個人情報とは、氏名、住所、思想、健康状態、学歴、職業、所得など個人に関する情報で、本人を特定できるすべての情報をいいます。

また、それだけでは本人を特定できない情報であっても、他の情報と組み合わせることにより特定することができる情報も個人情報に含まれます。

養父市においても、個人の権利や利益の侵害を未然に防止し、その不安感を解消するため、個人情報の取り扱いのルールを定めた個人情報保護条例を制定して、個人情報の適正な取り扱いを行います。

■個人情報の収集の制限

個人情報を収集するときは、収集する目的を明らかにし、その目的を達成するために必要な範囲内で、原則として本人から収集します。

■個人情報の利用及び提供の制限

個人情報の利用又は提供は、原則として、収集した目的の範囲内で行います。

■個人情報の適正な管理

個人情報を正確・最新の状態に保ち、漏えい、滅失、き損などの防止のために必要な措置を行います。

なお、保有する必要がなくなった個人情報は、確実・速やかに廃棄又は消去します。

■個人情報の開示請求など

自己の個人情報の開示や訂正の請求、また、取扱いの是正の申し出ができます。

なお、開示をすることができないものとして、第三者の個人情報が含まれているなど一定の場合が定められています。この場合、運転免許証や旅券など、本人であることを証明する書類が必要です。